

**広島県中小企業技術・経営力評価制度に係る
補助金交付要綱**

**平成 2 8 年 4 月
広 島 県**

目 次

I 広島県中小企業技術・経営力評価制度に係る補助金交付要綱

本 文	3
様式第 1 号 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付申請書	5
様式第 2 号 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付決定通知書	6
様式第 3 号 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金実績報告	7
様式第 4 号 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付請求	8
様式第 5 号 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助交付確定通知	9

広島県中小企業技術・経営力評価制度に係る補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、中小企業者の金融の円滑化及び経営の安定と事業の発展を図るため、広島県中小企業技術・経営力評価制度により「評価書」の発行を受けた者であって一定の条件を満たしたものの（以下「補助対象者」という。）に対し、資金調達を促進するため、予算の範囲内で当該資金調達に係る信用保証料の一部相当額を補助するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者の条件)

第2条 補助対象者は、広島県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者であって、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受け、資金の融資を受けた者であることを要するものとする。

2 前条に定める「評価書」については、発行後1年以内のものを対象とする。

(補助金の内容)

第3条 補助金は、第1条の目的を達成するため、当初融資が実行される場合に保証協会の定めた保証料率（以下「当初信用保証料率」という。）により計算した信用保証料相当額から、当初信用保証料率を0.1%割引した信用保証料率により計算した信用保証料相当額を控除して得た額（百円未満切捨て）とする。

2 前項の計算方法によって算定された補助金は、第2条に規定する補助対象者一社当たり一会計年度において20万円を限度とする。

3 第1項の計算方法によって算定された補助金は、当初融資に係る返済計画の変更による当初信用保証料率の変更の有無にかかわらず、変更しないものとする。

4 第1項で計算した補助金は、信用保証料を分割による方法で納付する場合にも適用するものとする。

(交付申請)

第4条 この要綱による補助金を受けようとする者は、金融機関に対し融資申込を行った際、補助金交付申請書（第1号様式）に、保証協会への保証委託申込書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、提出された補助金交付申請書を審査し、適当と認めたときは、交付を決定する。

2 知事は、前項の補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

3 交付の決定に当たって、知事は、補助金交付に関し必要があると認められるときは、交付決定者に対し報告を求め関係書類を調査し、指示することができる条件を付するものとする。

(実績報告、請求及び交付)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、融資を受けた日から起算して60日を経過した日または補助金交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。その際、補助金交付請求書(第4号様式)を提出するものとする。

- (1) 保証協会の発行する保証決定に関する書類の写し
- (2) 保証協会の発行する信用保証料計算書の写し
- (3) 融資実行及び信用保証料の支払を証明する書類(利息計算書・振込金受取書等)の写し

2 知事は、前項の補助金の交付額を確定したときは、補助金交付確定通知書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

3 知事は、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 知事は、補助金交付決定通知書を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽り若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、平成27年度までに公益財団法人ひろしま産業振興機構が評価書の申請を受理している者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 所

[事業所住所]

商 号

代 表 者

印

下記のとおり、金融機関に対し広島県信用保証協会保証付融資の申し込みを行ったため、保証料補助金の交付を申請します。

融 資 制 度 内 容	
融 資 申 込 額	円
信用保証料補助金交付 予定額	円
融 資 実 行 予 定 日	平成 年 月 日
融資保証期間 (予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
承 諾 事 項	上記制度についての信用保証期間, 信用保証金額, 信用保証料等に関する事項について, 広島県信用保証協会へ照会することに同意します。

- ※ 補助対象者は、中小企業技術・経営力評価制度における評価書の発行により融資を受ける事業者です。
- ※ 広島県信用保証協会への保証委託申込書 (写) および評価書 (発行済みの場合) を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

住 所

〔 事業所住所
商 号 〕

代 表 者

広島県知事 印

年 月 日付けで申請のあった中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付申請書に基づく保証料補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

融 資 制 度 名	
融 資 申 込 額	円
信用保証料補助金交付 予定額	円
保 証 期 間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
補 助 条 件	(1) 偽り若しくは不正な方法等により補助金の交付を受け、または暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付決定が取り消され、交付された補助金の全部または一部の返還を命ずることができるものであること。 (2) 3月31日までに融資実行および信用保証料納付を完了すること。 (3) その他要綱に定める事項に従うこと。

中小企業技術・経営力評価制度信用保証料支払実績報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 所

[事業所住所
商 号]

代 表 者 印

下記のとおり、広島県信用保証協会の保証を得て金融機関より融資を受け、信用保証料の支払が完了しましたので報告します。

融 資 制 度 内 容	年 月 日 保証 (保証番号)
保 証 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 実 行 日	平成 年 月 日
保 証 料 支 払 日	平成 年 月 日
融 資 金 額	円
保 証 料 額	納付保証料 <u>A</u> 円 納付保証料率-0.1% の計算による保証料 <u>B</u> 円
補助金交付請求額	<u>A - B</u> = <u>00</u> 円 (100 円未満切捨て)
承 諾 事 項	上記制度についての信用保証日、信用保証金額、信用保証料に関する事項について、広島県信用保証協会へ照会することに同意します。

※ 補助金の申請期間は、借入日から 60日以内 です (3月中に融資を受けられた方は4月10日が申請期限となります)。

※ 信用保証決定のお知らせ(お客様用)及び信用保証料の支払を証明する書類(利息計算書・振込金受取書など)の写し、評価書の写しを添付してください。

第5号様式（第6条関係）

中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金交付確定通知書

第 号
平成 年 月 日

住 所

〔 事業所住所 〕

商 号

代 表 者

広島県知事 印

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について，広島県補助金等交付規則第13条の規定により，交付額を確定したので通知します。

補助金交付申請額	円
補助金交付確定額	円
交付予定日	平成 年 月 日
交付方法	別途，請求書により指定された金融機関口座への振込みによる。